

【会社法制分野】

◆最優秀

「法人格否認に関する抵触法的考察

—ロシア法及び日本法からのウズベキスタン法への示唆—」

Ubaydullaev Davronbek (ウバイドゥラエフ ダブロンベック)

(名古屋大学大学院 法学研究科)

---

本稿は、日本法及びロシア法から示唆を得つつ、ウズベキスタンにおける法人格否認の法理に関する国際裁判管轄および準拠法選択について考察することを目的とする。

経済のグローバル化が進んだ現在では、法人の経済活動は一国にとどまることなく、ますます国境を越え、国際的な取引が行われている。これは他の国の法人との取引のみならず、諸外国において支店・事務所が置かれ、法人格が異なる子会社や関連会社の設置まで営業活動の幅が広がっている。このような経済活動は、法人とその相手方にとって大きな利益の源になっており、その範囲は一層拡大しているものの、新しい法的問題もまた惹き起こしている。このような状況において、活動を行う法人は勿論、その法人の債権者や取引相手も自分の権利の保護を図っている。その手段の一つとして、国際民事紛争において多用されるのは法人格否認の法理である。本稿では、同法理が利用される場合、国際裁判管轄および準拠法選択をどのように決めるかという問題を扱う。

ウズベキスタンは社会主義から資本主義への移転を始めて、30年近くとなる。この期間、ウズベキスタンで外国法人の活動も盛んになってきており、国際民事紛争の数も増えつつある。だが、法人格否認の法理の問題の対応について議論はされていない。まず、国際裁判管轄についてだが、裁判において法人格否認の法理を利用して、国際裁判管轄を肯定することができるかどうかという点は明らかではない。そして、経済訴訟法典が制定している国際裁判管轄においては、関連性の問題や併合管轄の問題もある。続いて、法人格否認の準拠法選択についても学説において議論はされていない。それよりも、1997年に制定されたウズベキスタン民法典は、法人の従属法として設立準拠法を定めた。しかし、それ以来、この規定の意義が議論されておらず、法人の従属法の適用範囲の問題も明らかではない。

本論文では、上記の問題につき、日本法及びロシア法を研究対象とし、法人格否認の国

国際裁判管轄及び準拠法選択についてウズベキスタン法への示唆を探った。そして、ウズベキスタン最高裁判所の総裁決定において、法人格否認の法理の国際裁判管轄及び準拠法選択について説明をすることを提言した。

具体的には、国際裁判管轄にについて、①法人格否認の法理に基づく国際裁判管轄の肯定する可能性を認めること、②法人格否認の法理の検討は、「支店・事務所」という概念を争うものであるため、これについての解明が不可欠であること、③関連性の条項の必要性、④客観的併合及び主観的併合の要件を定めるべきことを述べた。準拠法選択に関しては、法人格否認の法理が性質の異なる問題を包含する点を究明し、その上で、その性質に従い、⑤法人の従属法、⑥契約の準拠法、⑦不法行為の準拠法、⑧紛争の当事者の一方が特別な保護を必要とする場合の例外的な準拠法という準拠法選択の規定を定めることを提言した。

本稿では、法人格否認の法理の国際裁判管轄及び準拠法選択という、国際企業法における問題の一つについて検討した。しかし、法人に関する抵触法上の問題は法人格否認に留まるものではなく、多国籍企業の国境を越えた活動に関する他の具体的諸問題についての検討することを今後の課題とした。